

正会員代表者 各 位

(社)日本添乗サービス協会

事務局長 鈴木 毅

### TCSA「不適格添乗員」情報一元化システム(仮称)の構築について

添乗員派遣業界を取り巻く昨今の状況による添乗員応募者の減少に伴い、添乗員としては不適格と思われる人物が業界を渡り歩き、不正事故が再発したため正会員各社から採用に際し個人情報を求める問い合わせが数件続きました。

協会としては過去に警察からの問い合わせに応えるべく正会員各社に回答を依頼した経緯はありましたが、個人情報として厳重な注意を要するところから先の企画委員会に諮った結果、慎重かつ厳正に取り扱うことを前提に、この度不良添乗員を排除することにより正会員各社の自衛策を図るため下記のルールにより自主的な情報プールシステムを発足することといたします。ホテル業界等にも同様のシステムは現存しますが、あくまで地域限定のホテル同士の自主的な制度です。

業界の浄化のためにルールを遵守し、正会員各社のご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 制度の名称：「不適格添乗員」に関する情報一元化システム
2. 制度の目的：不適格な添乗員が業界内を渡り歩き、不正事を再発することを防止するために当該不適格者の個人情報を協会にて一元管理し、正会員会社からの問い合わせに対し必要な情報を提供する。
3. 提供情報：正会員各社に所属する添乗員が、金銭事故、暴力行為、性的犯罪、その他法律に抵触する行為を業務内外を問わず行なったことにより、派遣先、派遣元等関係者が被害を被ったことで、告訴(被害者又は法定代理人が警察等捜査機関に犯罪事実を知らせて訴えること)又は告発(被害者以外の第三者が警察等に犯罪の事実を申し出ること)し、受理された場合の当該情報に限る。
4. 事実の立証：正会員各社が前号に定義された情報を協会に提供するに際しては、当該添乗員が不適格者であることを証明するために前記告訴状、告発状のコピーを添付することを受理条件とする。
5. 情報の保管：当該情報の外部漏洩を防止し、個人情報の適正な管理のために、情報の受領者、保管者及び情報問い合わせに対する回答者は、(社)日本添乗サービス協会事務局長に限定する。  
又情報受領後 3 ヶ年を経過した情報は廃棄処分とする。
6. 窓口の限定：個人情報漏洩を防止し、適格性を遵守するために、正会員各社の情報提供及び情報問い合わせを行うことができる者は社の代表者又はその職に準ずる者とする。
7. 届出の用紙：別途定める様式を使用する。問い合わせに対する情報の回答も同様式のコピーを提供する。